



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年7月23日（水） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
障害福祉課	施設整備係 事業所指導係	石原 垣本	内線 3490・3494 直通 058-272-8503 FAX 058-278-2643

県立障がい福祉施設における入所者への虐待について （（社福）岐阜県福祉事業団の行政処分について）

県立はなの木苑（指定管理者：社会福祉法人岐阜県福祉事業団）において、職員による利用者への虐待事案が令和6年9月に発生（暴行容疑で逮捕）したことを踏まえ、県において「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に基づく監査を実施した結果、逮捕事案以外に複数の職員による虐待事案が認められました。

これらを踏まえ、障害者総合支援法に基づく行政処分を本日付けで行いました。

1 対象事業者

- (1) 名 称：社会福祉法人 岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良2-2-1）
- (2) 代表者：理事長 北川 幹根
- (3) 事業所
 - ア 名 称：県立はなの木苑（土岐市泉町久尻字滝ヶ洞1512-2）
 - イ 事業種別：障害者支援施設（知的障害） 70名
生活介護 90名
 - ウ 指定年月日：平成20年4月1日

2 処分内容

指定の一部効力停止（新規受入れ停止）3月（令和7年9月1日から11月30日）

3 処分事由

人格尊重義務違反（障害者総合支援法第42条第3項）

- ・県立はなの木苑において、職員14名が利用者18名に対して虐待行為を行ったことは、人格を尊重する義務に違反していると認められる。

4 事案の概要

- ・県において障害者総合支援法に基づく監査を実施したところ、逮捕事案以外に虐待疑い事案が認められたため、障害者虐待防止法に基づき虐待の判断を行う関係市※と連携して調査を実施
 - ※虐待疑い事案が認められた利用者への障害福祉サービスの支給決定を行った市
- ・6市が、職員14名による利用者18名に対する40の行為（令和6年7月8日～10月19日）を虐待と判断

＜これまでの経緯＞

時 期	内 容
R6. 9. 27	・施設（はなの木苑）が職員による利用者への虐待疑い事案を確認
9. 29	・指定管理者から県へ報告
9. 30	・指定管理者から関係市及び警察へ連絡
10. 1	・当該職員が暴行容疑で警察に逮捕
10. 1 ～ 11. 14	・県において障害者総合支援法に基づく監査を R6. 11. 14 まで実施 →見守りカメラデータの確認等により、逮捕事案以外に複数の職員による虐待疑い事案が認められたため、障害者虐待防止法に基づく虐待の判断を行う関係市と連携して調査を実施（11. 11～11. 14）
12. 16 ～ R7. 1. 14	・6 市が職員 1 4 名による利用者 1 8 名に対する 4 0 の行為を虐待と判断

5 事案発生の原因と現時点での対応

- ・食事支援など、一人の職員が同時に複数の利用者を支援する状況であったこと。
→支援マニュアルを見直し、一人の職員が同時に複数の利用者を支援する状況を改善
- ・従来から実施していた虐待防止対策が十分に機能しておらず、虐待にあたるかどうかの判断基準に対する職員の認識が甘かったこと。
→・虐待防止、障害特性の理解促進のための職員研修を実施
 - ・職員全員を対象として、適切な支援を徹底するため、年間を通して外部講師による研修を実施

6 今後の対応

- ・上記の取組みに加え、福祉事業団において外部の有識者による第三者委員会を立ち上げ、事案の検証及び更なる再発防止策を策定
- ・検証結果及び更なる再発防止策を県へ報告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

第 42 条

- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（指定の取消し等）

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

③ 指定障害福祉サービス事業者が、第 42 条第 3 項の規定に違反したと認められるとき。

- 3 第 1 項（第 2 号を除く。）及び前項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。